

番号	管理点	適合基準	取組例	適合	コメント	様式
A 農場運営と販売管理						
1. 農場運営						
1.1 基本姿勢						
1.1.2	整理整頓し清潔な農場を維持している	① ほ場や施設における整理・整頓・清掃が定期的実施されている。 ② ほ場や施設には廃棄物・不要物が散乱していない。	法人・組織経営の場合、そのルールを作業員全員に周知徹底する。			⑧
1.2 経営資源の管理						
1.2.1	責任と権限が明確になっている	下記の責任者が明確になっている。 ① 農場の責任者(農場運営の最高責任者) ② 商品管理の責任者 ③ 施肥の責任者 ④ 農薬使用の責任者 ⑤ 農薬保管の責任者 ⑥ 労働安全の責任者 ⑦ 精米工程の責任者	各責任者を決め、表に記入する。 (個人経営では、責任者は兼務でも良い)			①
1.2.2	ほ場・施設の基本情報がある	ほ場と施設(作業場、倉庫等)について、識別可能であり、下記の最新情報が分かる一覧表がある。 ① ほ場の地番、面積(畦畔面積を含む)と所有形態、ほ場の名称またはほ場番号 ② 施設の地番、名称 ③ 周辺の状況が分かるほ場・施設の地図	県認証等の既存のものがあれば活用する			②
1.2.3	機械を適切に整備している	① 肥料散布機、農薬散布機、及び動力の付いた機械は、年1回以上の点検、整備を行い、作業の遅延防止、機械の不良による労働事故、農産物汚染、土壌汚染の恐れのある油漏れや液漏れを防いでいる。 ② 機械の整備記録を作成している。または外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。	所有している機械を把握し、台帳を作成し、各機械に番号を付ける。 整備記録表に整備内容を記録する。(固定資産台帳等を活用して作成)			③

番号	管理点	適合基準	取組例	適合	コメント	様式
<b>2. 計画と実践・記録</b>						
<b>2.1 栽培計画</b>						
2.1.1	栽培計画を立てている	下記の項目を含む栽培計画を立て文書化している。文書は栽培暦を活用してもよい。 ① 品目及び品種 ② ほ場の名称またはほ場番号 ③ 品目ごとの作付面積 ④ 農薬の使用 ⑤ 肥料の使用 ⑥ 作業時期 ⑦ 収穫見込量	大まかな栽培計画の作成し、必要に応じて計画に組み込む			⑤
<b>2.2 記録管理</b>						
2.2.1	作業の記録を付けている	ほ場、施設で実施した作業を記録している。	例えば作業日報を付けている。(手帳等へのメモでもOK)			⑥
2.2.2	記録・帳票類を保管している	記録・帳票類は過去3年以上保管し閲覧可能な状態にしている。そのほかの必要な書類についても同様に保管している。米の出荷記録は上記にかかわらず3年以上保管している。	帳票類や必要な書類、米の出荷記録は、最終記入日を記載し、その後3年間以上保管する。<調製出荷記録表>			⑦
<b>3. 販売管理とトレーサビリティ</b>						
<b>3.2 商品のトレーサビリティ</b>						
3.2.1	トレーサビリティのための商品の表示を行っている	出荷する農産物は下記の表示を行っている。容器・包装に表示できない場合には、送り状等に明記している。 ① 品名 ② 内容量 ③ 農場名 ④ 産地 ⑤ 調製ロットが特定できる表示	個別包装に、品名、内容量、農場名、産地、調製ロットを表示する。 (JA、集荷業者へ出荷の場合は通常の出荷手続きでOK)			⑧

番号	管理点	適合基準	取組例	適合	コメント	様式
3.2.3	農産物の調製と収穫情報のつながりを確保している	<p>① 農産物の調製と収穫のつながりを確実にするための現場を管理する手順があり実践している。</p> <p>② 上記の手順を実施した結果として調製に関する下記の記録がある。</p> <p>1)調製ロット 2)調製年月日 3)調製数量 4)調製に使用した収穫ロット</p> <p>③ 調製に使用した農産物の収穫記録を特定できる。</p>	調製記録票に、農産物の収穫ロット、調製ロット、調製年月日、数量を記録する(出荷個体と生産ほ場が一致する記録)			⑥ ⑦
3.2.4	農産物の収穫情報を記録している	<p>農産物の収穫について下記の内容を記録している。</p> <p>1)収穫ロット 2)収穫年月日 3)収穫数量または収穫面積 4)ほ場番号またはほ場名 5)品目及び品種 6)用途(用途限定米穀であると確定している場合)</p> <p>4)のほ場は、複数のほ場が含まれてもよいが、可能性のないほ場が含まれていてはならない。</p>	調製記録票に、農産物の収穫ロット、調製ロット、調製年月日、数量を記録する(出荷個体と生産ほ場が一致する記録)			⑥ ⑦
3.3.3	正確な計量をしている	<p>① 重量の表示を行っている場合、出荷用を使用している秤が正確に計量できることを定期的に確認している。</p> <p>② 水分計は、正確に測れることを定期的に確認している。</p>	<p>秤は2年に1度、計量検査所の定期検査を受ける。</p> <p>農機具に取り付けた秤は、メーカーの点検を受ける。</p> <p>日頃から、秤を水平に設置しているか、ゼロ点調整を行っているか確認する。</p> <p>水分計は、メーカー・販売店へ定期点検に出して</p>			③

番号	管理点	適合基準	取組例	適合	コメント	様式
B 食の安全						
4. 土、水、種苗の管理						
4.3 種苗の選択と管理						
4.3.3	種苗の入手元を記録している	① 種苗を購入した場合、品種名、生産地、販売者、使用農薬の成分(種子の場合は種子消毒、苗の場合は種子消毒及び育苗期間中に使用した農薬全て)と使用回数が記載された証明書等を保管している、あるいは記録している。 ② 種苗に農薬を使用した場合、記録している。 ③ 苗に施肥を行った場合、従って記録している。	種籾の証明書を保管しておく			⑤
4.3.4	播種、移植を記録している	播種または移植について下記を記録している。 ① 播種または移植の方法 ② 播種日または移植日 ③ ほ場の名称またはほ場番号	栽培履歴表にわすれないよう、主要作業毎に記録する			⑤ ⑥
4.3.5	異品種の混入を防いでいる	異品種の混入や取り違いを予防する手順が定められ実行されている。 ① 複数品種の播種を行う際、混入が起らないような方法をとっている。 ② 育苗は、異品種混入防止対策をとっている。 ③ 田植え時に異品種混入防止対策をとっている。	予防の手順を定め、その手順を作業員全員に周知徹底する。 ①について例えば、播種機の清掃を行っている。種子の袋の色を変えている等。 ②について例えば、品種ごとに育苗箱の色を変えて分別管理をしている。苗運搬者を決めている等。			⑧
5. 農薬の管理						
5.1 農薬の選択・計画						
5.1.1	農薬使用の責任者がいる	① 農薬の選択と使用計画の立案、使用の指示を行う責任者が特定されている。 ② 農薬使用の責任者は、農薬使用に関して、農薬管理指導士、普及指導員、農協の防除指導員、緑の安全管理士または都道府県がこれらと同等と認める資格を持っている。あるいは、これらの資格者の助言や病虫害防除所、普及指導センターの助言や講習を受けている。	②について例えば、助言者の携帯番号を控えている、資格証のコピーをもらっている。農薬に関する助言を受けられる指導会に参加する。			①

番号	管理点	適合基準	取組例	適合	コメント	様式
5.1.3	農薬使用を必要最低限にしている	農薬使用の責任者は耕種的防除・生物的防除・物理的防除及び化学的防除を適切に組み合わせることにより、病害虫による被害を抑え、農薬使用回数を削減している。(総合的病害虫・雑草管理(IPM: Integrated Pest Management))	例えば下記の取り組みを行っている。 ① 病害虫の発生を予防するための工夫を行っている。 ② 病害虫の発生状況を的確に把握し、防除方法やタイミングを決定するための情報を収集している。 ③ 病害虫の発生状況に基づいて必要最低限の農薬散布を行っている。 ④ 種子消毒や育苗箱処理により本圃での農薬			①
5.1.4	農薬使用計画を立てている	農薬使用の責任者は下記を満たした農薬使用計画を立てている。 ① 散布する予定の農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫、使用方法についての文書(ラベルやカタログ等)がある。 ② 法律で定められた使用回数、総使用回数、使用時期(収穫前日数等)を満たす計画となっている。 ③ 都道府県の基準、取引先の基準、地域の防除規制日がある場合はそれらを考慮している。	例えば、農薬のラベルを確認している。農薬注文書やパンフレットを保管する。発行時期を確認し、最新版の地方公共団体や農協等が発行した防除暦を使用している。			④
5.1.5	適切な農薬を選んでいる	農林水産省に登録されている農薬のみ使用している。	農薬ラベルの農林水産省登録番号を確認し、無いものは使用しない。			⑨
5.1.7	農薬の後作への影響を考慮している	水稻の育苗箱に農薬を使用した場合、育苗場所の後作で残留農薬基準違反を起こさないようにしている。	例えば、農薬メーカー等に使用方法や後作の作付時期などについて問い合わせている。			⑨
<b>5.2 農薬の準備・使用</b>						
5.2.1	農薬使用の責任者が農薬の準備・使用を管理している	農薬を使用する作業者は、農薬使用の責任者の許可無く、農薬を準備・使用していない。もしくは、使用できない仕組みになっている。	農薬保管庫の鍵は農薬使用責任者が管理する。農薬の準備・使用時は、責任者の指示により作業するルールを作り、作業員全員に周知徹底する。			① ④

番号	管理点	適合基準	取組例	適合	コメント	様式
5.2.2	ラベルの表示内容を確認している	<p>① 使用方法(散布・灌注等)、適用作物、適用病害虫、希釈倍数、使用量について、ラベルの指示に従っている。</p> <p>② 農薬の現地混用は控えている。混用が必要な場合は、混用事例集を活用し、ラベルの指示に従っている。</p> <p>③ 最終有効年月を過ぎた農薬は使用しない。</p> <p>④ 上記以外について、ラベルに記載された使用上の注意がある場合は、その指示に従っている。</p>	<p>農薬使用時に、農薬のラベルを再確認し、ラベルの指示に従って使用する。</p> <p>最終有効年月を確認し、過ぎている場合は使用を控える。</p>			④

番号	管理点	適合基準	取組例	適合	コメント	様式
5.2.3	使用回数・総使用回数及び使用時期を遵守している	農薬を使用する直前に下記を確認している。 ① 使用回数・総使用回数が基準を超過していない。 ② 収穫予定日等から計算し、使用時期(収穫前日数等)に問題がない。				④
5.2.4	農薬散布機の使用前点検をしている	① ノズル、ホース、タンク、接合部のチェック等を行い、正確に散布できることを確認している。 ② 農薬散布器具が十分に洗浄されていることを確認している。	②について例えば、片付け時の洗浄記録を確認している。			⑨
5.2.6	農薬を正確に計量・調製している	① 農薬を正確に計量できる器具を使用している。 ② 平らな場所で水を準備し、正確に希釈している。 ③ 計量カップ等は使用后、3回以上すすぎ、すすいだ水は薬液のタンクへ希釈用の水の一部として戻している。 ④ 栽培面積から必要な散布液量を計算し、散布液や散布薬(粒・粉)が残らないよう調整している。	①について例えば、粉剤・粒剤は秤、液剤は計量カップで計量している。			⑨
5.3 農薬の片付け・記録						
5.3.2	散布設備を洗浄している	① 散布設備に農薬が残らないような洗浄手順を決めた上で、散布後は速やかに散布機、ホース、ノズル、接合部及びタンクを洗浄している。 ② 散布設備を洗浄する場所は水源や農産物に影響のない場所を特定している。 ③ 薬剤の付着した状態で、タンク等を他の目的に使用していない。	②について、作物を植えることが無く、洗浄水が流出しない場所を定め、洗浄水は土中にしみこませる。通路、出入り口など人が通る動線の近くは避ける。 ③について、農薬散布に使用するタンクは農薬専用にする。			⑨

番号	管理点	適合基準	取組例	適合	コメント	様式
5.3.4	農薬使用を記録している	<p>農薬を使用した場合、下記の項目を記録している。栽培計画にない農薬を使用した場合は下記に加え、有効成分、使用方法、使用時期(収穫前日数等)についても記録している。</p> <p>① 対象作物または品種(農薬登録における適用作物名)  ② 使用場所(ほ場の名称またはほ場番号)  ③ 使用日  ④ 農薬の商品名  ⑤ 希釈する農薬の場合には希釈倍数と散布液量(10a当たりの使用量あるいはほ場面積当たりの使用量)、希釈しない農薬の場合には10a当たりの使用量  ⑥ 作業者名  ⑦ 使用目的(適用病害虫・雑草名)  ⑧ 散布機等の機械の特定(機械番号等)  ⑨ 農薬使用の責任者</p>	<p>⑨は例えば、責任者が記録している。  法人の場合、誰が作業したか記録しておく。</p>			④ ⑥
5.3.5	農薬の適正使用を確認している	<p>農薬使用計画と農薬使用記録を対比させ、計画外の使用によって使用回数などに問題が発生していないかを出荷前に確認している。</p>				⑤
<b>5.4 農薬の保管</b>						
5.4.1	農薬保管の責任者がいる	<p>① 農薬保管の責任者が特定されている。② 農薬保管の責任者が農薬保管庫を管理し、誤使用や盗難を防いでいる。</p>				①
5.4.4	農薬の最終有効年月を管理している	<p>最終有効年月を過ぎた農薬は誤使用を防ぐため、分別して保管している。</p>	<p>最終有効年月を過ぎた農薬は、段ボール箱などにひとまとめにし、「期限切れ」など注意書きをして、農薬保管庫に保管する。</p>			⑨
<b>5.5 農薬のドリフト(飛来、飛散)</b>						
5.5.1	ドリフトの危険性を認識している	<p>自分のほ場を含む周辺ほ場で栽培されている作物を把握し、そこからの農薬のドリフトの危険性について認識している。  灌漑用水を通じての農薬の流入などについての危険性も認識している。</p>	<p>周辺ほ場からの農薬ドリフトの危険性を検討する。</p>			⑨



番号	管理点	適合基準	取組例	適合	コメント	様式
<b>5.6 残留農薬検査</b>						
5.6.2	残留農薬検査の計画を立てている	<p>① 残留農薬検査の計画が文書化されている。</p> <p>② 残留農薬検査の計画は農場内で使用した農薬及びドリフトの可能性のある農薬のうち、もっとも残留の可能性が高いと思われる品目・農薬成分・収穫時期・場所からサンプルを選んでいく。</p> <p>残留の可能性の判断基準としては、以下のものがある。収穫から最も近い時期に散布した成分、使用回数の多い成分、作物に対して残留しやすいという知見のある成分。</p>	<p>※本来は農場ごとに実施するが、経費もかかるため、新之助GAPでは各研究会が抽出で実施している (この部分の評価は○)</p>			
5.6.3	残留農薬検査を実施している	年に1回以上残留農薬検査を行い、農薬の使用が適正であることを確認している。サンプリングの方法及び場所を記録し、検査記録を保管している。	同上			
<b>6. 収穫・輸送にかかわる衛生管理(ほ場から農産物取扱い施設まで)</b>						
6.5	異品種の混入を防いでいる(収穫)	収穫時に異品種の混入を防ぐ仕組みがあり、実施している。	<p>例えば、下記の対策を実行している。</p> <p>①毎日、作業前に収穫予定ほ場の品種を再確認する。</p> <p>②異なる品種を収穫する際にはコンバイン等の清掃を徹底している。</p> <p>③運搬時に混入しないよう運搬車などの清掃を徹底している。</p>			⑧
<b>7. 農産物取扱いにかかわる衛生管理(乾燥・調製・選別・保管・包装・出荷)(玄米製造工程まで)</b>						
7.5	異品種の混入を防いでいる(農産物取扱い)	農産物取扱い工程において異品種の混入を防ぐ仕組みがあり、実施している。	<p>例えば、下記の対策を実行している。</p> <p>①調製出荷記録票を農産物に添付する。</p> <p>②貯留ビン・搬入設備等に残留した原料の除去や清掃を徹底している。</p> <p>③品種ごとに搬入日を変更している。</p>			⑧
7.8	農産物の水分含量を管理している	<p>① 農産物の水分含量が適切になるよう管理している。</p> <p>② 水分計を用いて穀粒水分を確認し、適切な水分含量になるよう取り扱っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥中の水分をこまめにチェックする</li> <li>・水分計を検査に出している</li> </ul>			③

番号	管理点	適合基準	取組例	適合	コメント	様式
7.9	適切な施設で農産物を保管している	<p>① 倉庫内は適切な温度と湿度が保たれている。</p> <p>② 結露が起こらないようにしている。</p> <p>③ 定期的に清掃されており清潔である。</p> <p>④ 農産物貯蔵以外の目的で使われていた場所は、使用前に徹底して清掃し、その記録が残されている。</p> <p>⑤ 動物(ペットを含む)や害虫の進入を防ぐための対策がとられている。</p> <p>入ってしまった場合の駆除対策がある。駆除は食品衛生に影響のない方法で行っている。</p> <p>⑥ 床は乾燥している。</p> <p>⑦ 保管に関する施設の問題点に対処している。</p>	<p>⑤について例えば、なるべく薬品の使用を避け、物理的防除を行う。(ネット、ねずみ取り、扉密閉など)</p>			⑧
9.3 肥料等(土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布材、堆肥を含む)の管理						
9.3.1 肥料等(土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布材、堆肥を含む)の選択・計画						
9.3.1.1	施肥の責任者がいる	<p>① 農場の中で、肥料の選択と使用計画の立案と使用の指示を行う責任者が特定されている。</p> <p>② その責任者は肥料に関するメーカー、販売店、行政機関、農協等が開催する講習を受けたことが分かる資料がある。もしくは、普及指導員や農協の営農指導員、施肥技術マイスターの助言を受けている。</p>				①
9.3.1.2	適切な施肥設計を行っている。(その1)	都道府県・農協の基準(標準施肥量・栽培暦)や土壌診断から施肥設計を行い、品質向上や環境保全に役立っている。土壌診断は、少なくとも数年に1度実施している。堆肥を使用する場合は、施肥設計において堆肥の成分について考慮している。	JA等の土壌診断を数年に1回実施する			⑤
9.3.2 肥料等(土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布材、堆肥を含む)の準備・使用						
9.3.2.1	肥料散布機の使用前点検をしている	肥料散布機は正確に散布できることを確認している。	例えば、散布口の詰まりがないことを確認している。			⑧

番号	管理点	適合基準	取組例	適合	コメント	様式
9.3.3 肥料等(土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布材、堆肥を含む)の使用記録						
9.3.3.1	肥料等の散布を記録している	施肥について下記の内容を記録している。③の肥料等の成分については肥料リスト等で確認するのもよい。 ① 施肥した場所(ほ場の名称またはほ場番号) ② 施肥日 ③ 肥料等の名称と成分 ④ 施肥量 ⑤ 施肥方法(散布機械の特定を含む) ⑥ 作業者名	施肥状況を記録する。			⑤ ⑥
9.3.4 肥料等(土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆肥を含む)の保管						
9.3.4.2	肥料等を適切に保管している	肥料等は農産物、種苗、包装資材、収穫容器、農薬と接触しないように、また水源を汚染しないところに保管されている。				⑧
9.3.4.3	梱包された肥料等を適切に保管している	梱包された肥料等の保管場所は下記の項目を満たしている。 ① 覆いがあり、肥料が日光、霜、雨、外部から流入する水の影響を受けないようにしている。 ② きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない。 ③ 肥料等を直接土の上に置いていない。 ④ 農薬入り肥料、石灰窒素は他の肥料等と区別して管理している。				⑧
C 栽培の実践(新之助独自)						
C1	新之助栽培指針に基づき、必要な技術対策を徹底している	新之助栽培指針に基づき、必要な技術対策を徹底している。 生育調査データに基づき、適切な肥培管理を行っている。 県や研究会の技術情報を活用している。 1.9mmの篩い目を持っている。				

番号	管理点	適合基準	取組例	適合	コメント	様式
C2	全県及び地域単位で提供される情報をもとに、的確に管理・作業を行っている	普及センターや研究会等が開催する研修会に参加するための仕組みがある。 技術情報を確認する手段が明確になっている。 自ら新之助の生育状況を確認でき、ほ場ごとに情報に基づいた管理を行うことができる。 実際の病害虫の発生状況を把握し、病害虫発生予察情報等を参考に防除の可否とタイミングを適正に判断している。	研究会の研修会には必ず参加し、資料は保管する。 定期的にはほ場に入り、病害虫発生状況を把握する。			
C3	気象災害等に対処している	常に気象情報や県等の緊急情報等を確認し、対応できる体制をとっている。 用水の通水計画を確認し、応急措置がとれるようにしている。	用水管理に必要な資材を準備しておく。(ポンプ等)			
C4	生育調査を行っている	生育調査を行い、記録している。 生育調査データを研究会に報告している。	生育調査の方法を習得し、物差し等を準備する。 調査結果を記録し、研究会に報告する。＜生育調査記録簿＞ 最低限、中干し前(6月10日頃)、穂肥前(7月10日頃)の生育調査を実施する			
C5	土づくりを行っている	土壌診断に基づき、毎年又は定期的に堆肥や土づくり資材等を施用している。	数年(5年程度)に1回、土壌診断を実施し、その結果に基づき土づくりを実施			

引用:JGAP農場用管理点と適合基準穀物2012(特定非営利活動法人(NPO法人)日本GAP協会)